

令和8年度看護職員研修事業 「実習指導者講習会（特定分野7日間コース）」委託業務仕様書

1 事業目的

病院以外の実習施設のうち次の特定分野（以下、「特定分野」という。）において、看護学生等の実習指導に必要な知識と技術を習得し、看護基礎教育において、効果的な実習指導ができる人材を育成する。

＜特定分野＞

- ・保健師養成所における公衆衛生看護学
- ・助産師養成所における助産学
- ・看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び地域・在宅看護論
- ・准看護師養成所における老年看護及び母子看護

2 委託業務の内容

(1)受講者の募集・決定

① 受講受入人数

定員40名

*受講申込の状況に応じて、受入人数の増加に努めること

②本講習会の対象者

(ア) 実務経験4年以上の保健師、助産師又は看護師

(イ) 看護学生等が実習する施設の実習指導者又は将来実習指導者となる予定の者であつて、以下のいずれかに該当する者

- a 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師
- b 助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師
- c 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は地域・在宅看護論実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師
- d 准看護師養成所における老年看護実習、又は母子看護実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

*ただし、bについては、助産師確保対策の一環として、当面の間、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても当該事業の受講を認める。

③受講申込受付・決定

受講者の決定にあたっては、実習受け入れの有無、同一病院からの申込み状況、受講動機等を県担当者と共に審査し決定する。

④開講の時期

受託者決定から受講者募集を実施するため、開講は令和8年7月以降とする。

(2)講習会の実施

①準備

(ア) 別添の実習指導者講習会（特定分野7日間コース）の「実施要領」及び「科目のねらい及び内容」を参考に、カリキュラムや講師日程等を作成する。

(イ) 講習は39時間以上とするが地域の実情に応じて複数回に分けて実施してもよい。

②研修（講議・演習）

- (ア) 作成したカリキュラムに沿って講義、演習を行う。
- (イ) 講義シラバス及び講義用資料の作成と配布を行う。
- (ウ) 講義用資料は、医療・看護を取り巻く昨今の社会情勢を踏まえ、実習指導に必要な最新の知識・技術を効果的に習得できる内容にすること。
- (エ) 講義及び演習で使用する機材等の準備、会場設営を行う。
- (オ) 欠課、欠席があった場合は、県の指示に従い報告すること。
- (カ) 受託者は、研修受講者について、氏名、生年月日、住所、所属、受講状況、修了年月日、修了課程等必要事項を記載した名簿を作成すること。

③修了認定

- (ア) 各科目的単位認定については、受講者は全課程出席とする。
- (イ) 欠課、欠席があり、修了認定基準を満たさない科目があるときは、2-(2)-②-
 - (エ) による県への報告によってやむを得ない事情と認められた場合、当該科目に関する補講の実施又は課題レポートの提出等により当該科目を補完すること。
- (ウ) 受託者は、修了者を決定するにあたっては、修了認定に係る資料を作成し、閉講式の5日前（土日祝日は含まない）までに県へ提出すること。
- (エ) (ウ) の修了認定に係る書類作成時において未実施の講義等については、出席を見込んで作成してよいものとする。

④講習会の評価

講習会修了後、実施状況報告書を県に報告する。なお、報告書の内容には、各科目について、受講者アンケートや講師等による多面的な評価を含むこと。

(3)事業実施上の留意事項

- ・講習会の実施に先駆けて、実施計画を策定すること。
- ・講義は集合的な研修で差し支えないが、演習については少人数のグループを編成し、講師による指導が個々の受講者に行き渡るよう留意して実施すること。
- ・集合研修以外のWEBによる遠隔授業においても履修を認めるものとする。
- ・講習会実施日程、講習会開催期間、講習会受講定員等の規模等の設定にあたっては、受講者の多くが現に業務に従事している者であることを考慮し、講習会日程や時間等について調整するなど、適宜受講し易い環境設定に配慮すること。
- ・受託者は、事業運営上知り得た受講者等に係る秘密の保持を厳格に行い、本事業の実施以外の目的への利用を行わないこと。

(4)受講料の管理

- ・本講習会の受講料は受講者1名につき5,000円とし、受講者の決定から講習会開始日までに、受託者において受講者から徴収すること。
- ・講習会開始日以降に辞退者があった場合には、原則として受講料の返還は行わないものとする。

(5)その他

- ・受託者は、厚生労働省が定める「特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」(令和3年12月28日通知)を遵守するとともに、その他業務の実施に際し疑義が生じた場合には、その都度県と協議し決定すること。
- ・受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や業務実施上の課題などが発生した場合には、

速やかに県に連絡するものとする。

- ・受託者は、本事業を実施するにあたり、社会情勢を鑑みて、開催の中止を余儀なくされた場合は、県との協議の上決定することとする。
- ・受託者は、事業の履行に当たっては、講習会申込者に関する個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。

令和8年1月28日 作成